

# 山口県報

令和3年  
7月13日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………一
- 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………一
- 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………二
- 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………二
- 告示  
児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正（障害者支援課）……………三
- 公告  
国土調査の成果の認証（政策企画課）……………三
- 教委公告  
一般競争入札の実施……………三
- 公安委告示  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………五



障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第六十六号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

「第十條 雑則（第六十二條）に改める。」

本則に次の一章を加える。

#### 第十條 雑則

（電磁的記録等）

第六十二條 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第六十七号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。  
（電磁的記録等）

第十五条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、利用者の承諾を得て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法を用いる。）によることができる。この場合においては、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六十八号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。  
（電磁的記録等）

第十二条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、利用者の承諾を得て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法を用いる。）によることができる。この場合においては、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六十九号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。  
（電磁的記録等）

第四十三条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、利用者の承諾を得て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法を用いる。）によることができる。この場合においては、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百二十二号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

別表第二の備考2(3)を削る。



(一七七) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成二十六年四月一日から 平成三十年十二月二十日まで	下関市地籍図	菊川町大字田部の一部
〃	平成二十九年四月一日から 令和二年二月十二日まで	〃	菊川町大字上大野の一部
山 口 市	平成三十一年四月一日から 令和二年八月六日まで	山口市地籍図	秋穂二島の一部
〃	平成三十一年四月一日から 令和二年八月十七日まで	〃	宮野上及び宮野下の各一部

〃	平成三十一年四月一日から 令和二年八月十八日まで	〃	阿東生雲西分の一部
〃	平成三十一年四月一日から 令和二年八月二十四日まで	〃	小郡下郷の一部

二 認証年月日

令和三年七月十三日



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和四年三月三十一日

(四) 納入場所

山口県立大津緑洋高等学校水産校舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、電気通信機器又は船舶工具部品について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (四) 令和三年七月十三日から同年八月二十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立大津緑洋高等学校水産校舎
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県立大津緑洋高等学校水産校舎において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県立大津緑洋高等学校水産校舎
  - (三) 受領期限  
令和三年八月二十五日午後四時四十五分（入札書を持参する場合は、令和三年八月二十六日午後一時三十分）
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立大津緑洋高等学校水産校舎会議室
  - (二) 日時  
令和三年八月二十六日午後一時三十分
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者  
山口県立大津緑洋高等学校長 村山 晋一
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 契約保証金  
免除する。
  - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年八月六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。
  - (六) 詳細については、山口県立大津緑洋高等学校水産校舎（電話〇八三七二二六一〇九一一）に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Suisan Campus, Yamaguchi Prefectural Otsuryo-kuyo High School
  - (2) Nature and quantity of the product to be purchased: Radar ARPA simulator 1 set
  - (3) Delivery period: March 31, 2022
  - (4) Delivery place: Suisan Campus, Yamaguchi Prefectural Otsuryokyo High School
  - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Suisan Campus, Yamaguchi Prefectural Otsuryokyo High School (Tel. 0837-26-0911)
  - (6) Deadline for tender: 4:45 P.M. August 25, 2021 (If brought in person: 1:30 P.M. August 26, 2021)



山口県公安委員会告示第二十七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十三日

山口県公安委員会

表山口県山口南警察署の部新山口駅前交番の項位置の欄中「小郡下郷」を「小郡令和一丁目」に改め、同項所管区の欄中「小郡かぜの丘」の下に「小郡令和一丁目、小郡令和二丁目」を加える。

令和三年七月十三日  
印刷  
令和三年七月十三日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
山  
口  
県  
知  
事  
庁